第4章 教 職 員

第1節 教 職 員 定 数

平成 18 年度公立小・中学校、県立学校等の教職員定数は、次表のとおりである。

区			分	}	小 学 校	中学校	高等学校	盲・聾・ 養護学校	平成 18 年度 計	平成 17 年度 定 数	前年度増減	備考
校長		專		任	20,090	10,959	7,586	2,663	41,298	41,159	139	
12 12	1.1	再任		用	44	14	78	4	140	154	14	
教 員		非 常		勤	413	408	295	50	1,166	1,157	9	
		盲	†		20,547	11,381	7,959	2,717	42,604	42,470	134	
		專		任	1,050	446	253	59	1,808	1,808	0	
養護		再 任		用	0	0	1	0	1	2	1	
教 諭	Î	作 常		勤			1		1	1	0	
	4	<u> </u>	†	<i></i>	1,050	446	255	59	1,810	1,811	1	
寄宿舎		專		任				87	87	86	1	
指導員	a Lf	事 任		用				0	0	1	1	
	+	<u> </u>	<u>†</u>	/T	4 040	40.4	700	87	87	87	0	
事務		事	-	任	1,046	484	708	135	2,373	2,377	4	
職員	ı 💾	再 任		用	1	1	700	405	2	1	1	
	-	i t	<u> </u>	/T	1,047	485	708	135	2,375	2,378	3	
実 習	1	事	т	任			536	56	592	605	13	
助手	┊╞┇	<u> </u>		用			6	0	6	9	3	
	-	吉	<u>T</u>	任			542	56	598	614	16	
用務員		專 属 i	Ĺ	工工 員			270 71	40 7	310 78	321 70	11 8	
用事	7	海 i		貝			341	47		_	3	
栄				員			341	47	388	391	3	
(含	i ä	关 養 教	女 諭)	330	89	6	28	453	427	2	
技	100	ボイラ						6	6	6	0	
		周理員(任)			53	70	123	122	1	
74 =		周理員(1	1	2	2	0	
術		周理員(3	15	18	18	0	
	100	介護員(任)				137	137	139	2	
職		介護員(5	5	5	0	
		介護員(嘱言					32	32	23	9	
員	f	沿		員			25		25	25	0	
		言	<u>†</u>				82	266	348	340	8	
合	Ē	事		任	22,516	11,978	9,437	3,281	47,212	47,099	113	
	-	再 任		用	45	15	86	10	156	174	18	
÷⊥		非常勤	嘱言	£員	413	408	370	104	1,295	1,269	26	
計		言	†		22,974	12,461	9,893	3,395	48,663	48,542	121	

第2節 教 職 員 の 人 事

1 教職員の人事

平成 19 年度教職員定期人事異動方針と異動状況は次のとおりである。

(1)人事異動方針

県民の信託にこたえて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。 ア 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、人事の刷新を図る。

イ 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。

- ウ 全県的視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進するとともに、学校間・地域間における 教職員構成の充実・均衡を図る。
- エ 特別支援教育、へき地教育及び定時制・通信制教育の一層の充実を図るため、教員の配置の 適正化に努める。
- オ 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づいて勤務成績が優秀で、管理・指揮監督能力に優れ、特に包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を、男女を問わず登用する。
- カ市町村教育委員会の内申及び校長の意見を尊重する。

(2)異動状況

県立学校(盲・聾・養護学校部主事は教頭に含む。)

X	分	校 長	教 頭	教 員	計
退	職	39 人	30 人	274 人	343 人
新	任	38	71	377	486
転	任	28	45	1,006	1,079
盲	†	105	146	1,657	1,908

中学校

X	分	校 長	教 頭	教員	計
退	職	50 人	8 人	167 人	225 人
新	任	54	68	422	544
転	任	32	25	1,011	1,068
盲	` †	136	101	1,600	1,837

小 学 校

区	分	校	長	教	頭	教	員		計	
退	職	117	人		51 人		450	人	618	入
新	任	142		1	46		696		984	ļ
転	任	56			68	1,	834		1,958	3
i	it	315		2	65	2,	980		3,560)

2 教員採用選考試験

平成 19 年度(平成 18 年実施)教員採用選考試験を次のとおり実施した。

(1)期日

ア 第 1 次 試 験 平成 18 年 7 月 21 日

イ 第 2 次試験 1 日 目 平成 18 年 8 月 21 日

2 日 目 平成 18 年 8 月 22 日

(2)試験の方法

筆記試験(教職・教養、教科専門 、教科専門 、小論文)、実技試験、クレペリン検査、 口述試験、泳力テスト

(3)選考結果

県立学校

X	分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数	X	分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
国	語	258 人	222 人	52 人	46 人	電	気	54 人	44 人	5 人	5 人
地	歴	373	312	28	22	農	業	67	54	2	2
公	民	205	171	9	9	情	報	149	123	5	3
数	学	275	247	53	45	福	祉	38	30	4	3
理	科	331	287	41	30	看	護	1	1	1	1
美	術	68	47	2	2	建	築	8	7	2	2
保優	建体育	437	398	33	32	化学	工業	9	9	2	2
家	庭	100	91	18	17						
商	業	210	192	25	23	高杉	交 計	2,947	2,541	342	296
英	語	327	272	50	43		聾 ・ 学 校	491	451	112	96
機	械	37	34	10	9	合	計	3,438	2,992	454	392

(注)特別選考試験分を含む

中学校

区	分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
国	語	295 人	261 人	69 人	60 人
社	슰	550	464	53	40
数	学	287	259	62	52
理	科	190	174	49	41
音	楽	284	238	25	22
美	術	176	152	19	16
保健体	育	461	425	57	48
技	術	24	24	14	12
家	庭	95	87	21	18
英	語	563	496	90	75
計		2,925	2,580	459	384

小 学 校

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数	
2,480 人	2,241 人	780 人	669 人	

養護教諭

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
436 人	400 人	55 人	50 人

(注)推薦による特別選考試験分を含む。

(注)(3)選考結果の各表の合格者は補欠者数を含む。

3 その他

小・中学校及び県立学校教職員に対する懲戒処分は、次のとおりである。

懲戒処分の状況

区分	免 職	停 職	減 給	戒 告	計
小・中学校	4 人	5 人	3 人	4 人	16 人
県 立 学 校	1	1	2	3	7
計	5	6	5	7	23

第3節争 訟

教職員に係る争訟事件は、人事委員会における勤務条件に関する措置要求及び処分に関する不服 申立て並びに裁判所における処分取消請求及び損害賠償請求の訴訟など、複雑、多岐にわたり、か つ、長期化するものが多い。

このような事件処理には専門的知識が要求されることから、弁護士 3 人に顧問を委嘱している。平成 18 年度における争訟件数は、次のとおりである。

争 訟 の 係 属 状 況

区分	平成 18 年度 (件 数)							
区 分	4/1 現在	増	減	3/31 現在				
措置要求	81	56	95	42				
不服申立	11	5	4	12				
訴 訟	5	4	2	7				
計	97	65	101	61				

第4節 教 職 員 の 免 許

1 免許状授与件数

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに授与した免許状の種類別件数は、次のとおりである。

教育職員免許状授与件数

区分	専 修 免	1 種 免	2 種 免	特 免	臨 免	計
高等学校	409	4,667		4	4	5,084
中 学 校	262	2,948	255	4		3,469
小 学 校	61	810	275			1,146
幼 稚 園	5	567	2,225		1	2,798
養 護	5	105	153			263
栄養		149	67			216
盲 学 校 聾 学 校		1	11			12
		13	21			34
養 護 学 校	8	122	208			338
自立活動						
盲特	•••					
聾 特						
計	750	9,382	3,215	8	5	13,360

(注)「…」は、免許状授与規定のない箇所である。

第5節 教 職 員 の 資 格 付 与

1 認定講習

現職教員の資質の向上を図るため、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、他の種類(教科を含む。)の免許状を取得するために必要な単位を修得させることを目的として、この認定講習を昭和 25 年度から継続実施してきた。平成 18 年度の開設講座別単位授与状況は、次のとおりである。

講座別単位授与状況

		開	設	科	目			講 座 数	延授与単位数
教	科	に	関	す	る	科	目	2	106
教	職	に	関	す	る	科	目	14	705
養	護	に	関	す	る	科	目	1	49
特	別支	援教	育	に関	す	る科	目	7	361
			計	-				24	1,221

2 小学校教諭免許状取得研修事業

小学校教諭免許状を取得させ、小中学校間又は盲・聾・養護学校の各部間の円滑な人事交流に 資するため、大学通信教育を利用して実施した。

平成 18 年度の履修結果は、次のとおりである。

実施大学 玉川大学通信教育部(文学部教育学科)

期 間 平成 18年4月から平成 19年3月まで

人 員 78人

第6節 教職員の給与及び退職手当

1 給与改定について

	項目	改 正 内 容
1	給 料	改定しない。
2	期末・勤勉手当	改定しない。
3	管理職手当	定率制から定額制に改定する。
4	定時制通信 教育手当	支給率を改める。 ・給料月額の 100 分の 10 の額 給料月額の 100 分の 7 の額 ・管理職手当を受ける者については、 給料月額の 100 分の 8 の額 給料月額の 100 分の 4 の額
5	産業教育手当	支給率を改める。 ・給料月額の 100 分の 10 の額 給料月額の 100 分の 7 の額・定時制通信教育手当を受ける者については、 給料月額の 100 分の 3 の額
6	改 定 時 期	平成 19 年 4 月 1 日

2 退職手当

平成 18 年度中における退職手当の支給状況は、次のとおりである。

退職手当支給人員と金額 (18.4.1~19.3.31)

	区分		退 職 手 当				
	<u>ь</u> л	支給人員	支 給 総 額				
小	学 校	1,715	23,236,519,128				
中	学 校	794	8,094,448,594				
高	等 学 校	706	9,524,333,190				
盲	・聾・養護学校	483	1,505,291,372				
	計	3,698	42,360,592,284				

第7節 退職後の年金及び公務災害補償

1 年金

平成 18 年度における「恩給法」に基づく普通恩給及び扶助料、並びに「公立学校職員等の退 職年金及び退職一時金に関する条例」に基づく普通年金及び遺族年金の支給状況は、次のとおり である。

なお、地方公務員等共済組合法の施行によって、昭和37年12月1日以降退職の者については、 同法による共済制度の年金が支給されている。

	X	分		支 給 人 員	年 金	額
普	通	恩	給	120 人	229,564,335	万
扶	В	<u></u>	料	404	630,352,238	3
普	通	年	金	22	18,324,459)
遺	族	年	金	9	6,008,533	3
	言	†		555	884,249,565	5

2 公務災害補償

(1)「地方公務員災害補償法」に基づく補償

職員の公務上又は通勤途上の災害(負傷、疾病、障害、死亡)による損害に対しては、「地方 公務員災害補償法(昭和42年法律第 121号)」により、「地方公務員災害補償基金」から補償が 行われているが、その状況は次のとおりである。

		補	償	状 況				(18.4.	.1~19.3.31)
	区分	療養補償	傷病補償	障害補償	遺族補償	葬祭補償	休業補償	福祉事業	計
公	義務制学校	23,608,832 (155)	0 (0)	24,996,004	32,036,349 (11)	0 (0)	0 (0)	18,459,311 (31)	99,100,496 (206)
務災	非義務制学校等	11,223,891 (51)	0 (0)	8,692,476 (5)	29,792,940 (11)	0 (0)	0 (0)	10,894,734 (24)	60,604,041 (91)
害	計	34,832,723 (206)	0 (0)	33,688,480 (14)	61,829,289 (22)	0 (0)	0 (0)	29,354,045 (55)	159,704,537 (297)
通	義務制学校	4,025,396 (10)	0 (0)	5,476,100 (3)	6,440,216 (3)	0 (0)	0 (0)	4,439,721	20,381,433 (25)
勤災	非義務制学校等	1,967,038	0 (0)	5,026,372 (4)	2,097,200 (1)	0 (0)	0 (0)	2,483,294 (8)	11,573,904 (21)
害	計	5,992,434 (18)	0 (0)	10,502,472	8,537,416 (4)	0 (0)	0 (0)	6,923,015 (17)	31,955,337 (46)
	合 計	40,825,157 (224)	0 (0)	44,190,952 (21)	70,366,705 (26)	0 (0)	0 (0)	36,277,060 (72)	191,659,874 (343)

- 1 単位は円 2 ()は補償人員
- 3 義務制学校とは、小学校、中学校、盲・聾・養護学校の小・中学部をいう。 非義務制学校等とは、高等学校、盲・聾・養護学校の高等部、大学、事務局をいう。

(2)条例に基づく補償

労働基準法別表第一以外の事務所に雇用される非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に 対しては、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第 35号)」により、任命権者が補償を行うこととされている。

平成 18 度は、該当者 0 人。

(3)「労働者災害補償保険法」に基づく補償(教職員課所管)

労働基準法別表第一第 1 号から第15号に該当する事務所に雇用されている非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に対しては、「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)」により、「国(厚生労働省)」が補償を行うこととされている。

平成 18 年度は、該当者 9 人。

第8節 教職員の福利厚生

1 公立学校共済組合

公立学校共済組合は、昭和37年12月 1日の地方公務員等共済組合法の施行に伴い設立された特殊法人で、公立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上を図るために必要な短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業を実施している。

組合は、本部を東京に、支部を各都道府県教育委員会に置き、支部長には教育長を充て、支部の事務は教育委員会の総括のもとに行っており、平成19年3月末現在の本県における組合員は49,100人である。

なお、当支部における平成 18 年度各事業の実施状況は、次のとおりである。

(1)短期給付事業

短期給付は、保健給付、休業給付及び災害給付と、これらにあわせて給付される附加給付と 一部負担金払戻金の給付からなっている。

なお、この短期給付に要する費用は、組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

(千分率)

X	分	短 期	給 付	福祉	事業	介護糾	内付 金
<u> </u>	71	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	掛金率	負 担 金 率
一般組合員	給 料	37.00	37.42	1.65	1.65	4.58	4.58
一放組口貝	期末手当等	29.60	29.93	1.32	1.32	3.66	3.66
船員組合員	給 料	29.50	52.42	1.65	1.65	4.58	4.58
加其社口具	期末手当等	23.60	41.93	1.32	1.32	3.66	3.66

(注)短期給付の負担金率に育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担分を給料に 0.42・ 期末手当等に 0.33 を含む。

平成 18 年度の給付状況は、次のとおりである

保健給付件数と金額

給 付 種 目	件数	金額
療 養 の 給 付	403,794 件	3,972,463,040 円
入院時食事療養の給付	3,421	29,479,496
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	26	1,243,998
家族療養の給付	375,459	3,368,187,277
家族入院時食事療養の給付	3,294	38,170,180
家族訪問看護療養の給付	178	7,044,114
高額療養の給付	1,017	113,627,489
療 養 費	22,888	106,006,130
家 族 療 養 費	15,213	78,496,383
高 額 療 養 費	2,869	265,879,895
薬 剤 支 給	237,139	1,210,768,839
移 送 費	0	0
出 産 費	666	251,898,552
家族 出產費	349	115,761,468
埋 葬 料	33	13,150,183
家族埋葬料	182	49,711,706
計	1,066,528	9,621,888,750

休 業 給 付 件 数 と 金 額

	給	付 種	1 目		件数	金額
傷	病	手	当	金	872 件	205,535,752 円
出	産	手	当	金	10	1,692,536
休	業	手	当	金	8	1,311,010
育	児 休	業	手 当	金	7,763	959,487,364
介	護休	業	手 当	金	122	13,986,253
		計			8,775	1,182,012,915

災害給付件数と金額

	給	付	種目		件	数	金額
弔		慰		金		0 件	0 円
家	族	弔	慰	金		0	0
災	害	見	舞	金		3	5,223,660
		計				3	5,223,660

附加給付等の件数と金額

	ź	給	付	種	F	1		件数	金額
	家		族	療		養	費	3,342 件	126,801,200 円
	家	族	訪問	引 看	護	療	養 費	0	0
	出			産			費	663	19,455,975
7/→	家		族	出		産	費	349	12,106,550
附	埋			葬			料	31	775,000
加	家		族	埋		葬	料	182	4,550,000
給	傷		病	手		当	金	131	19,226,538
付	災		害	見		舞	金	3	3,134,196
	結		婚	手		当	金	821	65,680,000
	入		院	附		加	金	2,047	13,995,500
			小			計		7,929	265,724,959
_	部	負	担	金	払	戻	金	5,478	190,498,600
	計							13,407	456,223,559

(2)長期給付

長期給付は、退職給付、障害給付及び遺族給付からなっている。長期給付に要する費用は、組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

財 源 率

(千分率)

区分	掛 á	辛 率	負 担	金 率	追加費用率
	4月から8月	9月から3月	4月から8月	9月から3月	但 加 貝 市 平
給 料	85.8625	88.0750	108.8625	111.0750	義 務 教 育 職 員 134.6
期末手当等	68.69	70.46	87.09	88.86	その他の教職員 73.9

(注)負担金率に、基礎年金拠出金の公的負担を給料に 22.625・期末手当等に 18.1 含み、公務による障害共済年金等の公的負担は給料に 0.375・期末手当等に 0.3 含む。

平成 18 年度における年金の決定状況は、次のとおりである。

年金の支給件数と金額

	給	付	種	目		件	数	金額
退	職	共	済	年	金		930 件	1,730,770,900円
障	害	共	済	年	金		40	50,379,900
遺	族	共	済	年	金		19	25,964,900
		i	it				989	1,807,115,700
	退	職	届	書			858	

備考 共済組合支部で年金請求書の審査を行い、共済組合本部で年金額の決定及び支払いを行っている。

(3)福祉事業

ア保健福祉事業

組合員の保健、保養及び教養を高めるための事業を実施しており、平成 18 年度に実施した内容は次のとおりである。

人間ドック、配偶者人間ドック、生活習慣病予防講座、メンタルヘルス相談、へき地医薬品券配布、厚生施設等利用補助、介護講座、福利厚生等相談など。

イ貸付事業

組合員が住宅の新築等臨時に資金を必要とする場合に貸付を行うものであり、平成 18 年度の貸付状況は次のとおりである。

なお、平成 19 年 3 月末における貸付残高は、件数で 14,041 件、金額で 540 億 8,114 万円となっている。

貸 付 件 数 と 金 額

貨	付 付	種		件	数	金額
_	般	貸	付		559 件	813,800,000円
住	宅	貸	付		371	3,487,900,000
住	宅 災	害	貸 付		0	0
教	育	貸	付		108	216,400,000
災	害	貸	付		0	0
医	療	貸	付		3	3,400,000
結	婚	貸	付		26	43,400,000
葬	祭	貸	付		1	900,000
高	額医	療	貸 付		0	0
出	産	貸	付		5	1,650,000
		計			1,073	4,567,450,000

ウ住宅事業

地方公共団体が行う教職員住宅の建設事業に対して、共済組合の資金を投融資している。 平成 18 年度末における共済組合の住宅保有戸数は、県立高校分26戸、市町村立学校分 6 戸である。

工宿泊事業

組合員とその家族の宿泊、会合、保養等の施設として、名古屋宿泊所「ルプラ王山」と 蒲郡保養所「蒲郡荘」があり、平成 18 年度における利用状況は、次のとおりである。

宿泊等利用人員

	区分		ルブラ王山	蒲 郡 荘	計
宿		泊	18,410 人	9,342 人	27,752 人
宿	泊	外	236,289	43,909	280,198
	計		254,699	53,251	307,950

2 財団法人愛知県教育職員互助会

愛知県教育職員互助会は、「愛知県職員の共済制度に関する条例」に基づき設置され、昭和47年5月1日に公益法人の認可を得て財団法人となったもので、公立学校教職員等の相互共済及び福利増進を図るために福利厚生、相互扶助、ニューライフ援助金の事業を実施している。

(1)組織

会員は、主に公立学校の教職員及び県教育委員会事務局の職員で構成されており、平成 19 年 3 月 31日現在の会員数は 47,116 人であった。

役員は、会長、副会長(3人)、委員(会長及び副会長を含め9人)、運営審議会委員(40人)、及び監事(4人)の構成であり、会議として理事会及び運営審議会を設けている。

(2) 事業概要

事業の財源は、主に会員の掛金(給料の月額×1/100)及び補助金等であり、以下のとおり事業を行った。

ア福利厚生事業

イ 相互扶助事業

結婚祝金、入学祝金、義務教育終了祝金、災害見舞金、身体障害者補装具購入費補助金、療養者見舞事業、長期在会者祝福事業、ルブラ王山・蒲郡荘利用補助事業、家族ふれあい事業、会員医療費補助金、家族医療費補助金の給付

ウニューライフ援助金事業

退会祝金、ライフプラン援助金の給付

工貸付事業

住宅資金、一般資金、新規採用者の臨時資金、高額通勤手当資金の貸付事業

3 福祉貯金

社内預金制度として、愛知県教育委員会が定めた「貯蓄金管理要綱」に基づき、昭和47年度から互助会に教職員等の預金の管理に関する事務を委託し、実施している。

平成 19年3月31日現在の加入者数は33,305人、貯金残高は118,458,222,165円であった。

4 財形貯蓄

教職員の財産形成を促進し、生活の安定に寄与するために、勤労者財産形成促進法に基づく財 形貯蓄事業を昭和56年2月から実施し、昭和59年6月に財形年金、昭和63年4月に財形住宅を加 えた。

平成19年3月31日現在の貯蓄件数は次のとおりであった。

一般財形 7,235件

財形年金 4,891件

財形住宅 1,510件

第9節 学校事務職員の研修

県立学校事務職員については、県自治研修所に委託して、県職員と同様の研修を実施している。 小中学校事務職員については、県教育委員会において研修を企画し、実施しているが、平成 18 年度の研修実績は次のとおりである。

研 修 名	対 象 者	人員	期間	日数	研 修 内 容
(1)新規採用者研修 ア 前 期	平成 18 年度 採 用 者	29	4/20,25,27	3 日	学校事務職員として必要な導入研修(給与、福利、公務員の在り方など)
イ 後 期	II	27	9/11,21,27	3 日	学校事務職員として必要な基礎的知識の習得 (給与制度など)
(2)中堅者後期研修	平成 7·8 年度 採 用 者	17	10/24,26,11/8	3 日	中堅職員として必要な幅広い視野と的確な判断力の養成並びに職務遂行能力の向上(人間関係論、討議研修等)
(3)主 査 研 修 ア 新 任	平成 18 年度 昇 任 者	32	5/22,29,6/1	3 日	主査として必要な管理 指導能力の養成 (リーダーの心得、グル
イ 現 任	平成 13 年度 昇 任 者	31	6/19,26	2 日	- プワークなど)
(4)事務長研修 ア新任	平成 18 年度 昇 任 者	31	5/11,18	2 日	事務長としての自覚役 割及び学校経営参画へ の企画・遂行能力の養成 (学校教育の今日的課
イ 現 任	事務長全員	169	11/14,28	2 日	題グループワーク等) 事務長として必要な陶 務の企画遂行能力の向上と行政的視野の拡大 (講演等)
(5)特 別 研 修 コンピュ-タ教育	希望者	14	6/12,15	2 日	表計算初級コース
	"	92	10/11,12,18,19	4 日	(2 日 間) 表 計 算 中 級 コ ー ス (2日間×2回)
	11	38	7/10,11,12,13	4 日	表 計 算 上 級 コ ー ス (2 日間 × 2回)
(6)職 場 研 修	平成 18 年度 採 用 者	29	4/1~ 概ね2か月間	20 日	先輩職員によるマンツーマン方式による実務研修(庶務、旅費、給与、経理、施設、備品管理など)